

芸術法務の概観

— 芸術及び芸術上の事業活動に関する各種法制度についての概括的な検討 —

A Survey on Legal Affairs in the Fields of the Arts

— Examining Legal and Regulatory Systems Concerning the Arts and Artistic Activities —

杉江 斉 *SUGIE Hitoshi*

(音楽領域)

はじめに

我が国の現代社会においては、近年のコンプライアンス意識の高まりにより、企業活動その他社会生活を営む上でのあらゆる場面において、法令遵守が求められている。これは、芸術の分野についても例外ではない。

「法の不知はこれを許さず」という法諺にもあるとおり、「法令を知らなかった。」という言い訳は通用しないし、刑法38条3項にも、「法律を知らなかったとしても、そのことによって、罪を犯す意思がなかったとすることはできない。」と規定されている（刑38条3項）。したがって、芸術の分野においても、関係する各種法制度をしっかりと把握しておくことが肝要である。

「芸術」というと、一見、法令とは縁遠いように感じるかも知れないが、芸術や芸術上の事業活動にも、様々な法令上の権利義務や許認可等の制度が密接にかかわっている。

本稿では、そのような法令上の権利義務に関する事項や許認可等の行政手続に関する事項を中心に、我が国における芸術及び芸術上の事業活動に関連する各種法制度の一部について概括的に検討する。

なお、本稿において検討する法制度は、芸術及び芸術上の事業活動に関する各種法制度の極一部に過ぎないし、文字数制限等の制約により、各法制度の詳細にまでは踏み込まず、表面的な事項に関する概略的な検討に留まっているものが殆どである。したがって、本稿は、芸術及び芸術上の事業活動に関する各種法制度について詳細かつ十分な検討を行ったものではなく、どのような場面において、どのような法令が関係し、また、その概要がどのようなものであるのかについて例示的に検討したものに過ぎないことをあらかじめご承知おきいただければ幸いである。

著作権に関すること

第1 著作物を創作したとき

1 著作物及び著作者

著作物とは、思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音

楽の範囲に属するものをいい（著作2条1項1号）、著作物を創作する者を著作者という（同法2条1項2号）。

具体的には、①小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物、②音楽の著作物、③舞踊又は無言劇の著作物、④絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物（美術工芸品を含む（同法2条2項））、⑤建築の著作物、⑥地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物、⑦映画の著作物（映画の効果に類似する視覚的又は視聴覚的效果を生じさせる方法で表現され、かつ、物に固定されている著作物を含む（同法2条3項））、⑧写真の著作物（写真の製作方法に類似する方法を用いて表現される著作物を含む（同法2条4項））、⑨プログラムの著作物などが、著作権法にいう著作物に該当する（同法10条1項）。

2 著作者の権利

著作者の権利は、①著作者人格権及び②著作権で構成される（著作17条1項）。

なお、著作者人格権及び著作権は、何らかの方式による手続を要することなく、著作者がその著作物を創作すると同時に自動的に発生し、その著作者に帰属する（同条2項）。これを無方式主義という。

(1) 著作者人格権

著作者人格権は、①公表権、②氏名表示権及び③同一性保持権で構成される（著作17条1項）。

著作者人格権は、著作者の一身に専属する権利で、譲渡・相続等によりその権利を他人に承継させることはできない（同法59条）。これを一身専属権という。

① 公表権

著作者は、自己の著作物又はその著作物を原著物とする二次的著作物で未公表のものを公衆（特定多数の者を含む（著作2条5項）。以下同じ。）に提供・提示する権利を有する。これを公表権という（著作18条1項）。

② 氏名表示権

著作者は、自己の著作物の原作品又はその著作物を原著物とする二次的著作物に、又はこれらが公衆に提供・提示される際に、その実名若しくは変名を著作者名として表示し、又は著作者名を表示しないこととする権利を有する。これを氏名表示権という（著作19条1項）。

③ 同一性保持権

著作者は、自己の著作物及びその題号の同一性を保持する権利（自己の意に反してこれらの改変（変更、切除等）を受けない権利）を有する。これを同一性保持権という（著作20条1項）。

(2) 著作権

著作権は、①複製権、②上演権・演奏権、③上映権、④公衆送信権、⑤公の伝達権、⑥口述権、⑦展示権、⑧頒布権、⑨譲渡権、⑩貸与権、⑪二次的著作物の創作権（翻訳権・翻案権等）及び⑫二次的著作物の利用権で構成される（著作17条1項¹⁾）。

著作権は、財産権であり、譲渡・相続等によりその権利の全部又は一部を他人に承継させ、又はその著作権を目的とする質権を設定することができる（同法61条1項、66条1項）。

なお、著作権の存続期間は、その著作物の創作の時から、原則として著作者の死後（共同著作物の場合には、最終に死亡した著作者の死後）70年を経過した時までである（同法51条）。ただし、無名・変名の著作物、団体名義の著作物及び映画の著作物の存続期間については、原則としてその著作物の公表後70年を経過した時までとされている（同法52条～54条）。

① 複製権

著作者は、自己の著作物を複製する権利を専有する。これを複製権という（著作21条）。

なお、複製とは、複製 印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に複製することをいい、脚本等の演劇用の著作物の上演・放送・有線放送を録音・録画することや、建築の著作物の図面に従って建築物を完成することも、複製に当たる（同法2条1項15号）。

② 上演権・演奏権

著作者は、公衆に直接見せ又は聞かせることを目的として（以下「公に」という。）自己の著作物を上演・演奏する権利を専有する。これを上演権・演奏権という（著作22条）。

なお、上演とは、演奏・歌唱以外の方法により著作物を演じることをいう（同法2条1項16号）。また、著作物の上演・演奏を録音・録画したものを再生することや、著作物の上演・演奏を電気通信回線を通じて伝達することも上演・演奏に含まれる（同法2条7項）。

③ 上映権

著作者は、自己の著作物（公衆送信される著作物を除く。）を公に上映する権利を専有

する。これを**上映権**という（著作22条の2）。

なお、**上映**とは、著作物を映写幕その他の物に映写することをいう（同法2条1項17号）。また、著作物の映写に伴って映画の著作物の音声を再生することも**上映**に含まれる（同号）。

④ 公衆送信権

著作者は、自身の著作物を公衆送信（自動公衆送信される場合には、送信可能化を含む。）する権利を専有する。これを**公衆送信権**という（著作23条1項）。

公衆送信とは、公衆によって直接受信されることを目的として著作物を無線通信又は有線電気通信により送信することをいい（同法2条1項7号の2）、公衆送信のうち①公衆によって同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う無線通信の送信を**放送**（同項8号）、②公衆によって同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う有線電気通信の送信を**有線放送**（同項9号の2）、③公衆からの求めに応じ自動的に行う公衆送信（放送・有線放送に該当する場合を除く。）を**自動公衆送信**という（同項9号の4）。また、**送信可能化**とは、公衆がアクセス可能な電気通信回線に接続されているサーバー等の記憶装置に著作物を保存することや、その記憶装置を公衆がアクセス可能な電気通信回線に接続することなどにより、著作物を自動公衆送信することが可能な状態にすることをいう（同条1項9号の5）。

⑤ 公の伝達権

著作者は、公衆送信される自己の著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利を専有する。これを**公の伝達権**という（著作23条2項¹⁾）。

⑥ 口述権

著作者は、自身の言語の著作物を公に口述する権利を専有する。これを**口述権**という（著作24条）。

なお、**口述**とは、朗読その他の方法により著作物を口頭で伝達すること（実演に該当する場合を除く。）をいう（同法2条1項18号）。また、著作物の口述を録音・録画したものを再生することや、著作物の口述を電気通信回線を通じて伝達することも、**口述**に含まれる（同法2条7項）。

⑦ 展示権

著作者は、自己の美術の著作物又は未発行の写真の著作物をこれらの原作品により公に展示する権利を専有する。これを**展示権**という（著作25条）。

⑧ 頒布権

映画の著作物の著作者は、①その映画の著作物をその複製物により頒布する権利及び②映画の著作物において複製されているその著作物を当該映画の著作物の複製物により頒布する権利を専有する。これを頒布権という。(著作26条)

なお、頒布とは、有償・無償にかかわらず、複製物を公衆に譲渡・貸与することをいう。また、公衆に提示することを目的として映画の著作物又は映画の著作物において複製されている著作物の複製物を譲渡・貸与することも頒布に含まれる(同法2条1項19号)。

⑨ 譲渡権

映画の著作物以外の著作物の著作者は、自己の著作物をその原作品・複製物((映画の著作物において複製されている著作物の複製物を除く。))の譲渡により公衆に提供する権利を専有する。これを譲渡権という(著作26条の2第1項)。

なお、一度適法に公衆に譲渡された著作物の原作品・複製物については、その譲渡権は消滅する(同法26条の2第2項)。

⑩ 貸与権

映画の著作物以外の著作物の著作者は、自己の著作物をその複製物(映画の著作物において複製されている著作物の複製物を除く。)の貸与により公衆に提供する権利を専有する。これを貸与権という(著作26条の3)。

⑪ 二次的著作物の創作権(翻訳権・翻案権等)

著作者は、その著作物を翻案(翻訳・編曲・変形・脚色・映画化等)する権利を専有する。これを二次的著作物の創作権又は翻案権・翻訳権等という(著作27条)¹⁾。

⑫ 二次的著作物の利用に関する原著作者の権利

二次的著作物の原著作者の著作者は、当該二次的著作物の利用に関し、当該二次的著作物の著作者が有する上記①から⑪までの権利と同様の権利を専有する。これを二次的著作物の利用に関する原著作者の権利という(著作28条)。

第2 実演を行ったとき

1 実演及び実演家

実演とは、著作物を、演劇的に演じ、舞い、演奏し、歌い、口演し、朗詠し、又はその他の方法により演ずること(これらに類する行為で、著作物を演じないが芸術的な性質を有するものを含む。)をいい(著作2条1項3号)、実演を行う者(俳優、舞踊家、演奏家、歌手等)及び実演を指揮し、又は演出する者を実演家という(同項4号)。

2 実演家の権利

実演家の権利は、①実演家人格権、②実演家の著作隣接権及び③実演家の報酬・二次使用料を受ける権利で構成される（著作89条1項、6項）。

なお、実演家人格権、実演家の著作隣接権及び報酬・二次使用料を受ける権利の享有についても、無方式主義が採用されている（同条5項）。

(1) 実演家人格権

実演家人格権は、①氏名表示権及び②同一性保持権で構成される（著作89条1項）。

なお、実演家人格権も一身専属権である（著作101条の2）。

① 氏名表示権

実演家は、自己の実演の公衆への提供・提示に際し、その氏名・芸名その他氏名に代えて用いられるものを実演家名として表示し、又は実演家名を表示しないこととする権利を有する。これを氏名表示権という（著作90条の2第1項）。

② 同一性保持権

実演家は、自己の実演の同一性を保持する権利（自己の実演にその名誉・声望を害するような改変（変更、切除等）を受けない権利）を有する。これを同一性保持権という（著作90条の3第1項）。

(2) 実演家の著作隣接権

実演家の著作隣接権は、①録音権・録画権、②放送権・有線放送権、③送信可能化権、④譲渡権及び⑤貸与権で構成される（著作89条1項）。

なお、実演家の著作隣接権は、著作権と同様に、財産権である（同法61条1項、66条1項、103条）。また、実演家の著作隣接権の存続期間は、その実演が行われた時から、その実演が行われた日の属する年の翌年から起算して70年を経過した時までである（同法101条1項1号、2項1号）。

① 録音権・録画権

実演家は、自己の実演を録音・録画する権利を専有する。これを録音権・録画権という（著作91条1項）。

なお、録音とは、音を物に固定し、又はその固定物を増製することをいい（著作2条1項13号）、録画とは、映像を連続して物に固定し、又はその固定物を増製することをいう（同項14号）。

② 放送権・有線放送権

実演家は、自己の実演を放送・有線放送する権利を専有する。これを**放送権・有線放送権**という（著作92条1項）。

③ 送信可能化権

実演家は、自己の実演を送信可能化する権利を専有する。これを**送信可能化権**という（著作92条の2第1項）。

ただし、録音・録画権者の許諾を得て録音・録画されている実演又は録音・録画権者の許諾を得て映画の著作物において録音・録画された実演で録音物以外の物に録音・録画されているものを送信可能化する場合には、送信可能化権は及ばない（同条2項）。

④ 譲渡権

実演家は、自己の実演をその録音物・録画物の譲渡により公衆に提供する権利を専有する。これを**譲渡権**という（著作95条の2第1項）。

ただし、一度適法に公衆に譲渡されたレコードの複製物については、その譲渡権は消滅する（同条2項）。

⑤ 貸与権

実演家は、自己の実演をその実演が録音された商業用レコードの貸与により公衆に提供する権利を専有する。これを**貸与権**という（著作95条の3第1項）。

ただし、期間経過商業用レコード（最初に販売された日から起算して12か月を経過した商業用レコードをいう。以下同じ。）の貸与による場合には、貸与権は及ばない（同条2項、著作令57条の2）。

(3) 実演家の報酬・二次使用料を受ける権利

実演家の報酬・二次使用料を受ける権利は、①放送される実演の有線放送についての報酬請求権、②実演が録音されている期間経過商業用レコードの貸与についての報酬請求権及び③実演が録音されている商業用レコードの放送・有線放送についての二次使用料請求権で構成される（著作89条1項）。

① 放送される実演の有線放送についての報酬請求権

放送される実演（録音・録画権者の許諾を得て録音・録画されている実演又は録音・録画権者の許諾を得て映画の著作物において録音・録画された実演で録音物以外の物に録音・録画されているものを除く。）が有線放送された場合には、当該実演に係る実演家は、その有線放送を行った有線放送事業者に対し、相当な額の報酬を請求する権利を有する

（著作94条の2）。

② 実演が録音されている期間経過商業用レコードの貸与についての報酬請求権

実演が期間経過商業用レコードの貸与により公衆に提供された場合には、当該実演に係る実演家は、その貸与をした貸レコード業者（商業用レコードの公衆への貸与を営業として行う者をいう。）に対し、相当な額の報酬を請求する権利を有する（著作95条の3第3項）。

③ 実演が録音されている商業用レコードの放送・有線放送についての二次使用料請求権

録音権・録画権者の許諾を得て実演が録音されている商業用レコード（送信可能化されたレコードを含む。）を用いた放送・有線放送が行われた場合には、当該実演に係る実演家は、その放送・有線放送を行った放送事業者・有線放送事業者に対し、二次使用料を請求する権利を有する（著作95条1項）。

第3 レコードを制作したとき

1 レコード及びレコード製作者

レコードとは、蓄音機用音盤、録音テープその他の物に音を固定したものをいい（著作2条1項5号）、レコードに固定されている音を最初に固定した者をレコード製作者という（同項6号）。

2 レコード製作者の権利

レコード製作者の権利は、①レコード製作者の著作隣接権及び②レコード製作者の報酬・二次使用料を受ける権利で構成される（著作89条2項、6項）。

なお、レコード製作者の著作隣接権及び報酬・二次使用料を受ける権利についても、無方式主義が採用されている（同条5項）。

(1) レコード製作者の著作隣接権

レコード製作者の著作隣接権は、①複製権、②送信可能化権、③譲渡権及び④貸与権で構成される（著作89条2項、6項）。

なお、レコード製作者の著作隣接権は、著作権と同様に、財産権である（同法61条1項、66条1項、103条）。また、レコード製作者の著作隣接権の存続期間は、そのレコードに最初に音が固定された時から、そのレコードが発行された日の属する年の翌年から起算して70年を経過した日（そのレコードが最初に音が固定された日の属する年の翌年から起算して70年以内に発行されなかった場合には、そのレコードに最初に音が固定された日の属する年の翌年から起算して70年間）である（同法101条1項2号、2項2号）。

① 複製権

レコード製作者は、自己のレコードを複製する権利を専有する。これを複製権という（著作96条1項）。

② 送信可能化権

レコード製作者は、自己のレコードを送信可能化する権利を専有する。これを送信可能化権という（著作92条の2第1項）。

③ 譲渡権

レコード製作者は、自己のレコードをその複製物の譲渡により公衆に提供する権利を専有する。これを譲渡権という（著作97条の2第1項）。

ただし、一度適法に公衆に譲渡されたレコードの複製物については、その譲渡権は消滅する（同条2項）。

④ 貸与権

レコード製作者は、自己のレコードをそのレコードを複製して作られた商業用レコードの貸与により公衆に提供する権利を専有する（著作97条の3）。

ただし、期間経過商業用レコードの貸与による場合には、貸与権は及ばない（同条2項、著作権法施行令57条の2）。

(2) レコード製作者の報酬・二次使用料を受ける権利

レコード製作者の報酬・二次使用料を受ける権利は、①期間経過商業用レコードの貸与についての報酬請求権及び②商業用レコードの放送・有線放送についての二次使用料請求権で構成される（著作89条2項）。

① 期間経過商業用レコードの貸与についての報酬請求権

期間経過商業用レコードが貸与により公衆に提供された場合には、当該レコードに係るレコード製作者は、その貸与をした貸レコード業者（商業用レコードの公衆への貸与を営業として行う者をいう。）に対し、相当な額の報酬を請求する権利を有する（著作97条の3第3項）。

② 商業用レコードの放送・有線放送についての二次使用料請求権

商業用レコードを用いた放送・有線放送が行われた場合には、当該レコードに係るレコード製作者は、その放送・有線放送を行った放送事業者・有線放送事業者に対し、二次使用料を請求する権利を有する（著作97条1項）。

第4 他人の著作物等を利用しようとするとき

1 著作権者の許諾

その著作権又は著作隣接権が他人に属する著作物、実演、レコード等（以下「著作物等」という。）を利用しようとするときは、その著作権者・著作隣接権者の許諾を得る必要がある。

著作権者、実演家、レコード製作者等（以下「著作権者等」という。）は、他人に対し、それぞれ自己の著作物等の利用を許諾することができる（著作63条1項、103条）。また、著作権者等の許諾を得た者は、その許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において、その許諾に係る著作物を利用することができる（同法63条2項、103条）。

2 裁定による著作物の利用

(1) 著作者等が不明な場合等における著作物の利用

公表された著作物又は相当期間にわたり公衆に提供・提示されている事実が明らかである著作物は、著作権者の氏名・名称及び住所・居所その他著作権者と連絡するために必要な権利者情報を取得するために①広く権利者情報を掲載していると認められるものとして文化庁長官が定める刊行物その他の資料を閲覧すること、②著作権等管理事業者その他の広く権利者情報を保有していると認められる者として文化庁長官が定める者に対し照会すること及び③時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載その他これに準ずるものとして文化庁長官が定める方法により、公衆に対し広く権利者情報の提供を求めることの全ての措置をとり、かつ、④その措置により取得した権利者情報その他その保有する全ての権利者情報に基づき著作権者と連絡するための措置をとったにもかかわらず、著作権者と連絡することができなかつた場合には、文化庁長官の裁定を受け、かつ、通常の使用料の額に相当するものとして文化庁長官が定める額の補償金を著作権者のために供託することにより、適法に利用することができる。（著作67条1項、著作権法施行令7条の5第1項）

(2) 商業用レコードへの録音等

最初に国内において販売された商業用レコードが最初に販売された日から3年を経過した場合において、当該商業用レコードに著作権者の許諾を得て録音されている音楽の著作物を録音して他の商業用レコードを製作しようとする者は、その著作権者に対し録音・譲渡による公衆への提供の許諾について協議を求めたものの、その協議が成立しない場合や、その協議をすることができない場合には、文化庁長官の裁定を受け、かつ、文化庁長官が定める額の補償金を著作権者に支払うことにより、録音・譲渡による公衆への提供を適法に行うことができる（著作69条）。

第5 著作権登録制度

1 実名の登録

無名・変名で公表された著作物の著作者は、現にその著作権を有するかどうかにかかわらず、自己の著作物についてその**実名の登録**を受けることができる（著作75条1項）。

実名の登録を受けた者は、当該登録に係る著作物の著作者と推定される（同条3項）。これにより、無名・変名で公表された著作物に係る著作権は、公表後70年ではなく、著作者の死後70年を経過するまでの間存続することとなる（同法52条2項2号）。

2 第一発行年月日等の登録

著作権者又は無名・変名の著作物の発行者は、その著作物について第一発行年月日（最初に発行された年月日）又は第一公表年月日（最初に公表された日）の登録を受けることができる（著作76条1項）。

第一発行年月日の登録又は第一公表年月日の登録がされている著作物については、これらの登録に係る年月日に最初に発行・公表されたものと推定される（同条2項）。

3 著作権又は著作隣接権の登録

登録権利者及び登録義務者は、①著作権・著作隣接権の移転等又は②著作権・著作隣接権を目的とする質権の設定等があった場合には、その著作権・著作隣接権の移転等又はその著作権・著作隣接権を目的とする質権の設定等について登録を受けることができる（著作77条¹⁾）。

著作権・著作隣接権の登録を受けた者は、当該登録に係る著作権・著作隣接権の権利変動について、第三者に対抗することができる（同条）。

各種許認可に関すること

第1 演奏施設を営もうとするとき

劇場、コンサートホール等の公演を行うための施設の営業を行おうとする場合、**興行場法**の規制を受ける。

興行場とは、映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は観せ物を、公衆に見せ、又は聞かせる施設をいい（興行場法1条1項）、業として興行場を営もうとする者は、**都道府県知事**（保健所設置市又は特別区にあっては市長又は区長）の許可を受けなければならない（同法2条1項）。

第2 ジャズ喫茶・ジャズバーを営もうとするとき

ジャズ喫茶、ジャズバー等の飲食店の営業を営もうとする場合、**食品衛生法**の規制を受ける。また、その営業の態様によっては、**風俗営業等の規制及び業務の適正化等**に関する

法律（以下「風営法」という。）の規制対象となる場合がある。

1 食品衛生法による規制

飲食店営業を営もうとする者は、都道府県知事（保健所設置市又は特別区にあっては市長又は区長。以下「知事等」という。）の許可を受けなければならない（食品衛生54条、55条1項、76条、食品衛生法施行令35条）。

なお、知事等は、その営業の施設が都道府県の条例で定める基準（施設基準）に適合すると認めるときは、許可をしなければならない（食品衛生55条2項）。

2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による規制

(1) 風俗営業

風俗営業とは、風営法2条1項各号に規定する営業をいい、例えば、①喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規則で定めるところにより計った営業所内の照度を10ルクス以下として営むもの（風営法2条1項1号に該当するものを除く。）（風営法2条1項2号）や、②喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが5平方メートル以下である客席を設けて営むもの（同法2条1項3号）などは、風俗営業に該当する（なお、風俗営業に該当する営業は、上記①及び②の営業に限られない。詳細については風営法2条1項を参照。）。

風俗営業を営もうとする者は、風俗営業の種別に応じて、営業所ごとに、その営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の許可を受けなければならない（同法3条）。

(2) 特定遊興飲食店営業

特定遊興飲食店営業とは、設備を設けて客に遊興をさせ、かつ、客に飲食をさせる営業（客に酒類を提供して営むものに限る。）で、午前6時後翌日の午前0時前の時間においてのみ営むもの以外のもの（風俗営業に該当するものを除く。）をいう（風営2条11項）。

ここにいう「客に遊興をさせる」とは、営業者側の積極的な行為によって客に遊び興じさせることをいい、例えば、①不特定の客にショー、ダンス、演芸その他の興行等を見せる行為、②不特定の客に歌手がその場で歌う歌、バンドの生演奏等を聴かせる行為などは、「客に遊興をさせる」に該当する²⁾。

特定遊興飲食店営業を営もうとする者は、営業所ごとに、その営業所の所在地を管轄する公安委員会の許可を受けなければならない（風営31条の22）。

(3) 深夜酒類提供飲食店営業

酒類提供飲食店営業とは、飲食店営業のうち、バー、酒場その他客に酒類を提供して営む営業（営業の常態として、通常主食と認められる食事を提供して営むものを除く。）をいう（風営2条13項4号）。

「営業の常態として」とは、①営業時間中常に主食を提供していることや、②客が飲食している時間のうち大部分の時間は主食を提供していることをいい、例えば、1週間のうち特定の曜日にのみ主食を提供している場合や、営業時間のうち特定の時間帯のみ主食を提供している場合には「常に主食を提供している」に該当しないし、大半の時間は酒を飲ませているが、最後に茶漬を提供するような場合には「大部分の時間は主食を提供している店」に該当しない²⁾。

なお、通常主食と認められる食事とは、社会通念上主食と認められる食事をいい、米飯類、パン類（菓子パンを除く。）、麺類、ピザパイ、お好み焼き等がこれに当たる²⁾。

酒類提供飲食店営業を深夜（午前0時から午前6時までの時間をいう（同法13条1項。))において営もうとする者は、営業所ごとに、当該営業所の所在地を管轄する公安委員会に届出をしなければならない（風営33条1項）。

第3 ギャラリー・画廊・美術商を営もうとするとき

1 許可等を受ける必要がない場合

ギャラリー、画廊等の美術作品の展示を行うための施設を営業する場合、その営業内容が美術品等の展示に限られていれば、興行場営業とは異なり、特に許可等を受ける必要はない。また、美術品等の販売も行う場合であっても、販売される美術品等が作家の創作した新品の作品のみであれば、許可等を受ける必要はない。

2 許可等を受ける必要がある場合

一方で、販売される美術品等に中古品が含まれる場合には、古物営業法の規制を受ける。

古物とは、一度使用された物品（鑑賞的美術品等を含む。）若しくは使用されない物品で使用のために取引されたもの又はこれらの物品に幾分の手入れをしたものをいい（古物営業法2条1項）、古物営業とは①古物商が都道府県公安委員会の許可を受けて古物を売買・交換し、又は委託を受けて売買・交換する営業（古物を売却すること又は自己が売却した物品を当該売却の相手方から買い受けることのみを行う場合を除く。）（同法2条2項1号）、②古物市場主が都道府県公安委員会の許可を受けて古物商間の古物の売買・交換のための市場を営む営業（同法2条2項2号）、③古物競りあっせん業者が都道府県公安委員会に届け出て古物の売買をしようとする者のあっせんを競りの方法（インターネットオークション等）により行う営業（同法2条2項3号）をいう。

古物営業を営もうとする者は、公安委員会の許可を受けなければならない（法3条）。

外国人の招聘に関すること

外国人芸術家を招聘しようとするとき

外国人芸術家を招聘しようとする場合、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）上の手続が必要となる。

1 在留資格制度

外国人は、入管法その他の法律に特別の定めがある場合を除き、入管法別表に定める在留資格をもって日本に在留することとされている（入管2条の2第1項）。また、各在留資格について、その在留資格をもって外国人が日本に在留することのできる期間（在留期間）が定められている（同条3項）。

なお、同一の外国人が、同時に複数の在留資格を有し、又は同時に終期の異なる複数の在留期間を有することは、認められていないと解されている。これを「一在留一在留資格の原則」という³⁾。

(1) 在留資格

在留資格は、入管法別表第1及び別表第2に規定されており、別表第1の上欄の在留資格をもって日本に在留する外国人は、その在留資格に応じそれぞれ日本国内において同表の下欄に掲げられている活動を、別表第2の上欄の在留資格をもって在留する外国人は、その在留資格に応じそれぞれ日本国内において同表の下欄に掲げられている身分若しくは地位を有する者としての活動を行うことができることとされている（入管2条の2第2項）。

(2) 在留期間

在留期間は、各在留資格について、法務省令で定めることとされており（入管2条の2第3項）、出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「入管法施行規則」という。）別表第2の上欄に掲げる在留資格の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定められている。

(3) 在留中の活動の範囲

入管法別表第1の1の表、2の表及び5の表に定められている在留資格をもって在留する外国人は、原則として、その在留資格で認められている活動に属しない就労活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動）を行うことはできないこととされている（入管19条1項1号）。また、同法別表第1の3の表及び4の表に定められている在留資格をもって在留する外国人は、原則として、一切の就労活動を行うことができないこと

とされている（同項2号）。

ただし、これらの在留資格をもって在留する外国人であっても、資格外活動許可を受けた場合には、その許可に付された一定の条件の範囲内で、就労活動を行うことが認められる（同条1項、2項）。また、臨時の報酬等（業として行うものではない講演に対する謝金、日常生活に伴う臨時の報酬その他の報酬）を受ける活動については、禁止される就労活動には該当しないこととされている（同条1項1号）。

具体的には、①講演、講義、討論その他これらに類似する活動、②助言、鑑定その他これらに類似する活動、③小説、論文、絵画、写真、プログラムその他の著作物の制作及び④催物への参加、映画・放送番組への出演その他これらに類似する活動に対する謝金、賞金その他の報酬（入管法施行規則19条の3第1号）、親族・友人・知人の依頼を受けてその者の日常の家事に従事することに対する謝金その他の報酬（同条第2号）並びに在留資格「留学」をもって在留する外国人で大学・高等専門学校（第4学年、第5学年及び専攻科に限る。）において教育を受ける外国人が当該大学・高等専門学校との契約に基づいて行う教育・研究を補助する活動に対する報酬（同条第3号）が、臨時の報酬等に該当する。

なお、「業として」とは、反復継続の意思をもって行うことをいう。

2 在留資格「芸術」

在留資格「芸術」は、「芸術分野の国際交流を推進し、我が国における同分野の向上発展のため、音楽家、文学者等を受け入れるために設けられた」在留資格である（審査要領）。

(1) 該当する活動

入管法別表第1の1の表の「芸術」の項の下欄には、「芸術」の在留資格をもって日本において行うことができる活動として、「収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動（二の表の興行の項の下欄に掲げる活動を除く。）」と規定されている（入管別表第1）。

具体的には、①創作活動を行う作曲家、作詞家、画家、彫刻家、工芸家、著述家、写真家等の芸術家が行う収入を伴う芸術上の活動及び②音楽、美術、文学、写真、演劇、舞踊、映画その他の芸術上の活動について指導を行う者が行う収入を伴う芸術上の活動が「芸術」の在留資格に該当することとされている（審査要領）。

ただし、演劇、演芸、演奏等の芸能を公衆に見せ又は聞かせるなどして収入を得ることを目的とする興行の形態で行われる活動は、「芸術」の在留資格には該当せず、「興行」の在留資格（下記3参照）に該当する。また、大学等において音楽、美術、文学、写真、演劇、舞踊、映画その他の芸術上の活動について指導を行う活動は、「芸術」の在留資格に

は該当せず、「教授」の在留資格（下記4参照）に該当する。また、大学等において音楽、美術、文学、写真、演劇、舞踊、映画その他の芸術上の活動について指導を行う活動は、「芸術」の在留資格には該当せず、「教授」の在留資格（下記4参照）に該当する⁴⁾。

(2) 在留期間

「芸術」の在留資格に係る在留期間は、5年、3年、1年又は3か月である（入管法施行規則別表第2）。

3 在留資格「興行」

在留資格「興行」は、「国民に娯楽を提供する芸能人、プロスポーツ選手等を外国から受け入れるために設けられた」在留資格である⁵⁾。

(1) 該当する活動

入管法別表第1の2の表の「興行」の項の下欄には、「興行」の在留資格をもって日本において行うことができる活動として、「演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動（この表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動を除く。）」と規定されている（入管別表第1）。

具体的には、①演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動には、興行の形態で行われる演劇、演芸、歌謡、舞踊、演奏、スポーツ、サーカスその他のショー等に出演する活動及び出演はしないがこれらの興行を行う上で重要な役割を担う芸能活動及び出演者が興行を行うために必要不可欠な補助者としての活動が該当することとされている。また、②その他の芸能活動には、㊦商品又は事業の宣伝に係る活動、㊧放送番組（有線放送番組を含む。）又は映画の製作に係る活動、㊨商業用写真の撮影に係る活動、㊩商業用のレコード、ビデオテープその他の記録媒体に録音又は録画を行う活動が該当することとされている（審査要領）。

なお、興業の形態で行われる演劇、演芸、歌謡、舞踊、演奏等の活動は、芸術上の活動であっても「芸術」の在留資格には該当せず、「興行」の在留資格（下記3参照）に該当する。例えば、公演を行うオーケストラの活動は、芸術家といえる場合であっても、公衆に聴かせ又は見せることを目的とすることから、その活動は「興行」の在留資格に該当する（審査要領）。

(2) 在留期間

「興行」の在留資格に係る在留期間は、3年、1年、6か月、3か月又は15日である（入管法施行規則別表第2）。

4 在留資格「教授」

在留資格「教授」は、「我が国における学術研究及び高等教育の向上を目的として、大学教授等を受け入れるために設けられた」在留資格である（審査要領）。

(1) 該当する活動

入管法別表第1の1の表の「教授」の項の下欄には、「教授」の在留資格をもって日本において行うことができる活動として、「本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動」と規定されている（入管別表第1）。

具体的には、4年制大学、短期大学、大学院、大学の別科・専攻科・附属研究所、大学に準ずる機関又は高等専門学校において教員として研究、研究の指導又は教育をする活動が「教授」の在留資格に該当することとされている（審査要領）。

(2) 在留期間

「教授」の在留資格に係る在留期間は、5年、3年、1年又は3か月である（入管法施行規則別表第2）。

5 在留資格認定証明書

法務大臣は、「短期滞在」以外の在留資格を受けて日本に入国しようとする外国人から、あらかじめ申請（在留資格認定証明書交付申請）があった場合、当該外国人が上陸条件に適合している旨の証明書を交付することができることとされており、この証明書を在留資格認定証明書という（入管7条の2第1項）。

法務大臣は、外国人から在留資格認定証明書交付申請があった場合には、その外国人が日本において行おうとする活動に在留資格該当性が認められるかどうか、また、上陸許可基準の適用を受ける在留資格については上陸基準適合性が認められるかどうかなどについて審査を行い、在留資格該当性及び上陸基準適合性が認められる場合には、在留資格認定証明書が交付される。

日本に入国しようとする外国人は、有効な旅券で日本国領事官等の査証を受けたものを所持し（入管6条1項）、かつ、上陸しようとする出入国港において、上陸申請を行い、上陸許可を受けるために必要な条件に適合していることを自ら立証しなければならない（同法7条2項）が、外国人が在留資格認定証明書を日本国大使館・領事館等に提示して査証申請をした場合には、在留資格に係る上陸のための条件についての法務大臣の事前審査を終えているものとして扱われるため、査証の発給に係る審査は迅速に行われる⁶⁾。また、外国人が上陸申請の際に同証明書を提示した場合、入国審査官による上陸審査において在留資格に関する上陸条件に適合する者として取り扱われることから、上陸審査も簡易

かつ迅速に行われる⁶⁾。

税金に関すること

第1 個人事業を開業しようとするとき

1 個人事業の開業等の届出に関する手続

個人事業とは、個人が行う事業をいい、個人事業を行っている人を、一般に、個人事業主という。

事業の定義は様々であるが、例えば、所得税法上、「事業」とは、「自己の危険と計算において独立して行う業務であり、営利性・有償性を有し、かつ、反復継続して業務を遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められるもの」をいう（国税不服審判所平成26年9月1日裁決⁷⁾）。

個人事業主は、その納税地を管轄する税務署長に対し、個人事業の開業等の届出を行う必要がある。

個人事業の開業等の届出は、所得税法229条に基づく手続で、新たに事業所得を生ずべき事業を開始した個人事業主は、事業開始の日から1か月以内に、個人事業の開業・廃業等届出書を税務署長に提出しなければならないこととされている。また、その事業に係る事務所、事業所等を設け、若しくは移転し若しくは廃止移転した場合又は廃止した場合にも、同様の届出が必要となる（所得税229条）。

また、その事業の業種によっては、所得税法上の手続に加え、個人事業税に関する手続を行うことが必要となる場合がある。

2 個人事業税に関する手続

個人事業税とは、課税対象となる事業を行う個人に対し、前年中の所得を課税標準としてその事務所又は事業所（事務所又は事業所を設けずに事業が行われる場合には事業主の住所又は居所）が所在する都道府県において課される税金で、個人事業税の課税対象となる業種は、**第1種事業**（37業種）、**第2種事業**（3業種）及び**第3種事業**（30業種）の3事業70業種に分類されている（地税72条の2第3項、第7項、72条の2第8項～10項、734条第2項）。

例えば、音楽の分野に関していえば、演奏・歌唱等の実演活動は、第1種事業の**演劇興行業**（同法72条の2第8項28号）に、レッスン等の指導活動は、第3種事業の**諸芸術師業**（同法72条の2第10項17号）に該当し、個人事業税の課税対象になる。また、美術・デザインの分野に関していえば、**デザイン業**（同法72条の2第10項16号の3）が課税対象になる。

一方で、これら以外の芸術上の事業は、課税対象となる70業種のいずれにも該当しないことから、原則として、個人事業税は課税されない。ただし、事業の内容によっては、

物品貸付業（動植物その他通常物品としないものの貸付業を含む。）（同法72条の2第8項3号）、製造業（物品の加工修理業を含む。）（同法72条の2第8項5号）、請負業（同法72条の2第8項14号）、印刷業（同法72条の2第8項15号）、出版業（同法72条の2第8項16号）、写真業（同法72条の2第8項17号）などに該当する場合があります。

なお、個人事業税は、上述のとおり都道府県により課税される税金であることから、具体的な手続については、都道府県の条例で定められている。例えば、愛知県では、個人事業税に関する事項は、愛知県県税条例で定められており、個人が第1種事業、第2種事業若しくは第3種事業を開始し、若しくは廃止した場合又は事務所若しくは事業所の設置・移転・廃止があった場合には、当該個人は、原則として、その事実の発生した日から1か月以内に、愛知県規則で定める様式による報告書を愛知県知事に提出しなければならないこととされている（愛知県県税条例42条の35）。

第2 事業のために使用する美術品等を購入したとき

減価償却資産に該当する美術品等と減価償却資産に該当しない美術品等

減価償却資産とは、事業等の業務の用に供される建物、構築物、機械及び装置、船舶、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、鉱業権その他の資産（時の経過によりその価値の減少しないものを除く。）をいい（所得税2条1項19号、所税令6条）、法人や個人事業主の事業所において、装飾や展示に用いられている美術品等も、減価償却資産に該当する場合がある。

法人税法基本通達7-1-1によれば、時の経過によりその価値の減少しない資産は減価償却資産に該当しないこととされているが、①古美術品、古文書、出土品、遺物等のように歴史的価値又は希少価値を有し、代替性のない美術品等及び②上記①以外の美術品等で、取得価額が1点100万円以上である美術品等（時の経過によりその価値が減少することが明らかなものを除く。）は、時の経過によりその価値の減少しない資産として取り扱うこととされている⁸⁾。つまり、上記①又は②のいずれかに該当する美術品等は、減価償却資産には該当しない。一方で、①取得価額が1点100万円未満の美術品や、②時の経過によりその価値が減少することが明らかな美術品等は、減価償却資産に該当する。

なお、「時の経過によりその価値が減少することが明らかな美術品」には、①ロビーやホールのような不特定多数の者が利用する場所の装飾用や展示用（有料で公開するものを除く。）として取得されるものであり、②移設することが困難で当該用途にのみ使用されることが明らかなものであって、かつ、③他の用途に転用すると仮定した場合に、その設置状況や使用状況から見て美術品等としての市場価値が見込まれないものなどが含まれる⁹⁾。また、取得価額が1点100万円未満の美術品等（時の経過によりその価値が減少しないことが明らかなものを除く。）は、減価償却資産として取り扱われる⁹⁾。

第3 美術品・著作権等を売却したとき

譲渡所得

譲渡所得とは、資産の譲渡による所得をいう（所得税33条）。

譲渡所得の対象となる資産には、土地、借地権、建物、株式等、金地金、宝石、書画、骨とう、船舶、機械器具、漁業権、取引慣行のある借家権、配偶者居住権、配偶者敷地利用権、ゴルフ会員権、特許権、著作権、鉱業権、土石（砂）等が含まれることとされている¹⁰⁾。

ただし、自己又はその配偶者その他の親族が生活の用に供する家具、什器、衣服その他の生活に通常必要な動産のうち、①貴金属（貴石、半貴石、貴金属、真珠及びこれらの製品、鼈甲製品、珊瑚製品、琥珀製品、象牙製品並びに七宝製品）又は②美術品等（書画、骨董及び美術工芸品）で、1個又は1組の価額が30万円を超えるのもの以外のものの譲渡による所得については、非課税とされている（所得税9条1項9号、所税令25条）。

おわりに

以上のように、芸術及び芸術上の事業活動には、様々な法令による各種の権利義務や規制・制度が密接に関係している。

本稿では、著作権関係、各種営業関係、入管法関係及び税金関係の各種制度について検討したが、本稿で検討したもの以外にも、例えば、契約や商行為に関する事項については、民法や商法が関わってくるし、会社・法人等の設立に関する事項については、会社法や一般社団法人及び一般財団法人に関する法律が関わってくる。

冒頭でも述べたとおり、本稿において検討した法制度は、全体の極一部に過ぎないが、本稿で検討したもの以外の芸術及び芸術上の事業活動に関する各種法制度については、また別の機会に検討していくことができればと考える。

参考文献

- 1) 文化庁著作権課, 「著作権テキスト～初めて学ぶ人のために～令和3年度」, 文化庁, https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/pdf/93293301_01.pdf, (令和3年10月25日参照)
- 2) 京都府警察本部, 「飲食店営業を営む皆さんへ」, 京都府警察本部, https://www.pref.kyoto.jp/fukei/site/seiki_f/inshoku/index.html, (令和3年10月26日参照)
- 3) 山脇康嗣, 「〔新版〕詳説 入管法の実務—入管法令・内部審査基準・実務運用・裁判例—」, 新版初版, 新日本法規出版, 名古屋市, 平成29年10月5日, 15頁
- 4) 坂中英徳・齋藤利男, 「出入国管理及び難民認定法逐条解説(改訂第四版)」, 改訂第4版, 日本加除出版, 東京都豊島区, 平成24年10月1日, 93頁
- 5) 坂中英徳・齋藤利男, 「出入国管理及び難民認定法逐条解説(改訂第四版)」, 改訂第4版, 日本加除出版, 東京都豊島区, 平成24年10月1日, 118頁
- 6) 出入国在留管理庁, 「入国・帰国手続〈査証・在留資格認定証明書〉」, 出入国在留管理庁, <https://www.moj.go.jp/isa/applications/guide/visa.html>, (令和3年10月26日参照)

- 7) 国税不服審判所, 「(平成26年9月1日裁決)」, 国税不服審判所, <https://www.kfs.go.jp/service/JP/96/03/index.html>, (令和3年10月27日参照)
- 8) 国税庁, 「第1款 減価償却資産」, 国税庁, https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/hojin/07/07_01_01.htm, (令和3年10月26日参照)
- 9) 国税庁, 「美術品等についての減価償却資産の判定に関するFAQ」, 国税庁, https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/hojin/bijutsuhin_FAQ/index.htm, (令和3年10月26日参照)
- 10) 国税庁, 「No.3105 譲渡所得の対象となる資産と課税方法」, 国税庁, <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/joto/3105.htm>, (令和3年10月26日参照)